

津堅島訓練場水域における米軍のパラシュート降下訓練に対する意見書

去る11日に、在沖米陸軍第1特殊部隊群第1大隊所属の兵士20人が、津堅島訓練場水域でパラシュート降下訓練を実施、そのうち1人が区域外に落下していたことが17日に分かった。

米軍側からは一般演習としか通知がなく、漁師からの通報によりパラシュート降下訓練と区域外に落下したことを認めたものの、当初報告しなかったことについては「けが人もなく、民間人や財産に危険がなかった」からとしている。しかし、同訓練場水域ではパラシュート降下訓練中に船舶等が通過することもあり、今回のように区域外に落下して重大な事故につながる可能性も否定できないことから、地域住民を無視したパラシュート降下訓練は、極めて危険であり、同訓練を実行した米軍に対する不信感は募るばかりである。

津堅島訓練場の主たる使用目的は、在沖米軍基地の使用条件についての日米合意（5・15メモ）では、「訓練場」とだけの記述になっており、水域は水陸両用訓練に使用するとあるが、パラシュート降下訓練には触れられていない。また、訓練中であっても使用を妨げない限り、漁業または船舶の航行には制限がないとされていることから津堅島との定期船や漁船等が頻繁に航行する市民生活に欠かせない重要な水域でもある。

米軍のパラシュート降下訓練は、平成8年12月に日米特別行動委員会（SACO）最終報告で、伊江島補助飛行場に移転されたにもかかわらず、津堅島訓練場水域でパラシュート降下訓練を行なったことは、いかなる理由があるにせよ到底容認できるものではない。

よって、うるま市議会は、市民の生命・財産、安全を守る立場から津堅島訓練場水域でのパラシュート降下訓練に対し、厳重に抗議するとともに下記事項について強く要請する。

記

1. 津堅島訓練場水域でのパラシュート降下訓練を一切行なわないこと。
2. 日米特別行動委員会（SACO）最終報告を順守すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年6月26日

沖縄県うるま市議会

あて先

内閣総理大臣 外務大臣 防衛大臣 沖縄及び北方対策担当大臣
外務省沖縄担当大使 沖縄防衛局長